

山梨県農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和6年5月

山 梨 県

目 次

はじめに

- 第1 経済、産業及び雇用の現状とその見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2 農村地域への産業の導入の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標・・・・・・・・ 7
- 第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標・・ 7
- 第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項・・・・・・・・ 9
- 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項・・・・・・・・・・・・ 11
- 第9 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

はじめに

農村地域への産業の導入については、農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 4 条第 1 項の基本計画に即して、計画的に工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の導入を促進してきた。

この結果、これまでに多くの農村地域で工業等の導入が計画的に行われ、農業従事者の導入工業等への就業促進、農業構造改善の促進により、農業と工業等との均衡ある発展と雇用構造の高度化に貢献してきた。しかし、今日の農村においては、高齢化と人口減少が進展し、地域コミュニティ機能の維持、農地の保全等にも影響がみられるようになってきている。

農村を振興するため、農業を魅力ある産業にしていくとともに、農業以外の新たな就業機会の一層の創出により、農村地域の様々な農業者や地域住民が、地域で住み続けられるようにしていく必要がある。

さらに、農業以外の選択肢を用意することで、担い手に対する農地の集積・集約化等の農業の構造改革を進めると同時に、魅力ある農村づくりを進めることが求められている。

また、産業構造の変化により、全就業者数に占める工業等の就業者数の割合が低下しており、農村地域の活性化を図るためには、地域に賦存する資源を活用した産業など工業等以外の産業の導入を促進することが必要となっている。

こうした中で、国は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号。以下「一部改正法」という。）を制定し、法律の名称を、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「法」という。）に改め、農村地域への導入を促進する産業の業種に係る法律上の限定を廃止した。

本県においては、法に基づき、国が平成 29 年 8 月に「農村地域への産業の導入に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を変更したことを受け、平成 30 年に本基本計画を変更し、農村地域に導入すべき産業の業種を 39 業種に拡大し、農業と農村地域に導入される産業（以下「導入産業」という。）との均衡ある発展を推進してきた。

今般、基本方針において目標年次の設定が廃止され、また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 12 次地方分権一括法）による法の改正により、県の基本計画で定める「導入すべき産業の業種」に関する規定が廃止され、基本方針も変更された。

豊かな地域社会の形成を目指し、産業間の均衡ある発展を図っていくため、地域内発型産業の育成とそれに寄与する企業の誘致を推進しつつ、今後も、安定した就業機会が不足している地域に重点を置きかつ広域的な視点に立って、地域の特性を生かした産業の導入を進める必要があることから、次の計画により農村地域への産業の導入を図るものとする。

第1 経済、産業及び雇用の現状とその見通し

1 県経済の動向

平成20年秋からはじまった世界金融危機・同時不況は回復に向かっていたが、令和元年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻や世界的な物価上昇などにより、世界経済は依然不透明な状況が続いている。

山梨県経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、観光入込客数が大きく減少し、製造業や宿泊・飲食業を中心に求人数も大きく減少したが、行動制限撤廃による経済活動の再開により、回復の兆しが見えてきている。

しかし、令和5年2月には常住人口が43年ぶりに80万人を下回り、少子高齢化・人口減少が急速に進行していることから、産業従事者が減少し、産業活力が低下することが危惧されている。特に製造業においては、生産効率の向上や人材確保などを目的とした国外への移転や国内での集約化の動きが強まり、さらに安価な海外製品との価格競争も続いている。

このような国内外との競争に打ち勝つためには、産業振興によって継続的にイノベーションを生み出し、新たな付加価値を創出していくことが求められており、そのためには技術系人材の育成・確保及び産学官の連携等、中小企業への支援を強化していく必要がある。

また、令和3年に中部横断自動車道山梨～静岡間が全線開通し、その後リニア中央新幹線が開業することにより、首都圏、中京圏とのアクセスが飛躍的に向上し、企業の本社や研究開発部門、様々な研究機関などが本県へ移転・進出し、産業団地などに先端技術関連産業の集積と様々な業種の企業立地が見込まれる。

このような経済動向の大きな変化に対応し、地域経済の維持・活性化を図るためには、本県の特色を最大限に活かした産業振興策の推進が重要である。

2 産業の動向

本県では、古くから水晶の採取・加工を中心とする宝飾産業が発達し、今日でも全国有数の産地となっている。また、宝飾加工に端を発した精密加工技術は、現在の本県のメカトロニクス、エレクトロニクス産業の基礎にもなっている。

こうした伝統的技術の蓄積や本県の立地条件等を踏まえ、地域産業の高度化のための計画的な工業団地整備と企業誘致が進められた。こうした積極的な企業立地施策の展開により、昭和57年の中央自動車道の全線開通を契機に、大手電気機械関連企業が立地し、それに関連した下請の集積が進展してきた。

本県製造業の全国構成比は、事業所数0.94%、従業者数0.96%、出荷額0.82%、付加価値額1.09%であるが、機械電子産業に限れば、事業所数では1.03%、従業者数で1.23%、出荷額で1.12%、付加価値額でも1.51%を占めており、この分野の産業集積が進んでいる。(2022年経済構造実態調査(製造業事業所調査))

このほか、豊かな自然環境や特色ある地域の生活文化の中で、甲府市を中心とした宝飾加工品、甲州市を中心としたワインや富士吉田市を中心とした先染織物をはじめ、

ニット、木工家具、花火、印伝などの地場産業が形成されている。

一方、本県の農業は、昭和 30 年代まで養蚕が主力であったが、生糸の価格低迷により果樹へ転向する農家が増加した。昭和 40 年代以降はぶどう、もも、すももなどの果樹を中心に発展し、昭和 53 年には農業生産額が 1,300 億円を超えるまでに成長した。その後は担い手の高齢化や減少に伴い、農業生産額は 900 億円前後で推移していたが、平成 29 年には 17 年ぶりに 1,000 億円に回復した。

令和 4 年農業及び水産業生産額実績によると、農業生産額は 1,139 億円となり、その内訳は、ぶどう、ももを中心とする果実が 63%、野菜 13%、畜産 12%、米 5%、花卉 4% で、これら作目の産地化が図られ生産の拡大が行われている。

県内では、新規就農者が年々増加傾向にあるなど明るい兆しも見られるが、担い手の高齢化や減少が一段と進む中、TPP 協定や E P A など経済の国際化、産地間競争の激化や物価高騰により、農業を取り巻く環境が大きく変わってきている。

今後は、国内外にわたる県産農産物の需要拡大を図りながら、農産物の生産・供給の強化や多様なニーズを踏まえた販売戦略を推進するとともに、農業・農村の活性化に資する施策を積極的に展開する必要がある。

3 雇用の動向

本県の雇用情勢については、平成 28 年度以降、基幹産業である製造業においては半導体やスマートフォン関連業種を中心に求人数の増加が見られ、また、宿泊業などの観光関連業種においても外国人観光客の集客を見込んで堅調な状況が続き、平成 29、30 年度には有効求人倍率が 1.4 倍台となるなど改善が進んだ。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け求人数が大きく減少し、令和 2 年 8 月には有効求人倍率が 0.9 倍まで低下した。その後、新型コロナウイルス感染動向の改善による行動制限緩和により経済活動は回復基調となり、令和 4 年 6 月には有効求人倍率が 1.4 倍台にまで回復した。

一方、経済活動の回復に伴い、建設・運輸・製造分野など多くの業種において人手不足が深刻化しており、また、業種別の求人と求職の需給不一致が見られるなど、企業においては人材の確保が重要な課題となっている。

就業人口の総数は、平成 27 年の 409 千人から令和 2 年には 399 千人と減少している。産業別の内訳は、第 1 次産業が平成 27 年の 29 千人（うち農業 28 千人）から令和 2 年には 26 千人（うち農業 25 千人）、第 2 次産業は、平成 27 年の 114 千人から令和 2 年には 110 千人に減少した。第 3 次産業は、平成 27 年の 257 千人から令和 2 年には 256 千人と減少したものの減少率は小さく、第 3 次産業への就業割合が高くなっている。

4 農村地域への産業の導入の実態（令和 4 年 3 月 31 日現在）

（1）農村地域への産業の導入に関する実施計画の策定状況

農村地域への産業の導入に関する実施計画は、17 市町村が 18 計画を策定し、54 の産業導入地区（法第 5 条第 2 項第 1 号の産業導入地区をいう。以下同じ。）が設定されている。

(2) 産業の導入の状況

54 の産業導入地区のうち 53 地区において 118 社が操業し、農村地域における就業機会の安定化とともに、農業と産業との均衡ある発展が図られてきた。

操業企業の業種の主なものとしては、電子部品・デバイス・電子回路製造業が 11.0%、食料品製造業、電気機械器具製造業が 10.2%となっている。

(3) 操業企業の雇用の状況

雇用従業員は 118 社で 17,426 人となっており、地元からの雇用者は 6,272 人で 36.0%となっている。

第2 農村地域への産業の導入の目標

1 山梨県総合計画と産業の導入の位置づけ

これまで創り上げてきた山梨発展の基盤の上に立ち、県民の豊かさ・幸せを一層増進するためには、県民の生活基盤を強く安心できるものにする「ふるさと強靱化」、物理的な面とともに意識の上での開化も進め、全ての人に対して開かれた「『開の国』づくり」、それらの先に、県民一人ひとりに豊かさがもれなく届けられる仕組みをもった「豊かさ共創社会」を築き上げるべく、取り組んでいく必要がある。

そこで、これまでの歩みを更に前進し加速させていくため、令和5年に新たな「山梨県総合計画」を策定した。

これに基づき、「地域経済基盤の強靱化」として、今後も成長が期待されている医療機器・ヘルスケアに関連した産業や、次世代のエネルギーに関連した産業などの育成に取り組み、また、「地域経済の収益力向上」として、本県の基幹産業である機械電子産業の優れた技術の蓄積を生かしながら、新たな技術等を取り入れるとともに、起業・操業の促進を図ることとしている。

2 農村地域への産業導入の基本的な考え方

本県の農村地域においては、産業の導入を地域活性化の一つの柱として、特に不安定な就業状態にある農業従事者への対策、担い手に対する農地の集積・集約化等の構造改革として、地域の実態を踏まえ地域の特色を生かした産業の導入を計画的に推進する。

また、農村地域の土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。この場合において、地域の労働力の実態に十分配慮するものとする。

3 導入業種の選定の考え方

導入業種については、当該産業の立地・導入により地域の農業者の安定した就業機

会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるものであることが必要であり、市町村は実施計画において以下の事項に留意したうえで選定する。

- (1) 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること
就業機会の創出に当たっては、産業導入地区における地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質が確保される必要があることから、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業や雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業は望ましくない。

また、より生産性の高い産業部門に労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行い、農村地域内に住むそれぞれの住民の希望と能力に従って就業し、所得の向上が図られることとする。

- (2) 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること

具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえるとともに、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮する。

このため、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

- (3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること

周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて、導入業種を判断する。

判断に当たっては、導入業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要がある場合には、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないようにする。

- (4) 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること

「地域資源を活用した産業」とは、地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業をいう。例えば、農家レストラン、農泊施設等は、特に望ましい。

- (5) 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること

4 在宅通勤圏の広域化への対応

道路交通網の整備に伴い通勤圏が拡大し、市町村を超える広域の範囲で就業する形態が増加してきており、生活圏は広域化している。

このため、労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保にあたっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

5 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

(1) 産業導入地区の区域の設定

産業導入地区の区域の設定により農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域を対象に、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町を除く全域とし、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農業の集積・集約化等を図る。

そのため、周辺地域を含む地域全体の産業等の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況、周囲の企業の立地状況、市町村内で設定されている他の産業導入地区の区域における土地利用の状況等を踏まえ、産業の立地の可能性を十分に勘案した上で産業導入地区の区域を定める。

市町村においては、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め、活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際にその活用を優先することとし、市町村は、こうした土地について把握を行うとともに把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努めることとする。

また、産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

産業の導入については、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整を実施計画の事前協議の段階で行い、実施計画に定められた産業導入地区において行われるよう誘導する。なお、産業導入地区の区域は地番単位で設定することとする。

各種の土地利用計画との調整については、次の事項等に配慮する。

・国土利用計画

国土利用計画（山梨県計画、市町村計画）で定める「1 国土の利用に関する基本構想」、「2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」、「3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」等と実施計画は、相互に整合性を保ち、将来の国土資源の合理的利用の見地から、国土利用計画担当部局と適正な土地利用の調整を行うものとする。

- ・土地利用基本計画

土地利用基本計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置等を実施するための基本となる計画であり、土地利用の上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすべきものとして位置づけられていることから、実施計画を定めるにあたっては、土地利用基本計画担当部局と調整を行い、土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう配慮することが必要である。

- ・都市計画

山梨県都市計画マスタープラン、都市計画区域マスタープランは、山梨県が広域的な観点から本県の都市の将来像及び都市計画の方針を示すものであり、市町村マスタープランは、より地域に密着した見地から市町村の定める都市計画の方針を示すものであることから、これらと調和が保たれるよう都市計画担当部局と調整を行うものとする。

- ・農業振興地域整備計画

市町村農業振興地域整備計画は、総合的に農業の振興を図ることが必要な地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための基本計画であるため、農業上の土地利用及び農業関連施策との調和が十分図られたものとなるよう農業振興地域制度担当部局と調整するものとする。

(2) 産業導入地区の区域の見直し

産業導入地区の区域の見直しに当たっては、企業の立地ニーズや地域の社会構造の変化等により産業導入地区の区域の変更が市町村の担当部局で調整した結果、必要と判断した場合に行うものとし、その際には県に協議する。

なお、既に実施計画を定めた地区であって、実施計画策定後相当の期間を経て、いまだ産業の導入が行われていない地区においては、実施計画の見直しを行い、規模の縮小または実施計画の取り消し等の必要な措置を行う。当該地の立地条件を考慮して農業上の土地利用を図ることが適当と思われる地区については、農業上の土地利用が図られるよう調整する。

6 導入企業の配慮

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携による人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応える

よう配慮する。

第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者及びその家族からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町村等は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ農業従事者の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者の就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU I J ターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化を図るよう、定住条件の整備、職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努める。

第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）や「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）で示された政策の方向及び「やまなし農業基本計画」（令和6年1月策定）で示した本県農業のさらなる振興を図るための基本的な考え方や、重点的に取り組む施策に即し、担い手に対する農地の集積・集約化等の農業構造の改善を図るよう努める。

この場合において、農村地域への産業導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進する。

その際、農業構造の改善を阻害しないよう農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への、同法第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく農地の利用集積・集約化及び農業経営の法人化を図ることにより、生産性の高い農業の確立に努める。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的

に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

農村地域への産業の導入にあたっては、合理的な土地利用を図ることを基本として、今後とも確保すべき集团的優良農地の保全及び周辺農業への影響、環境保全に配慮しつつ、産業の導入が円滑かつ適正に行われるよう努めるものとする。

やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合、市町村が産業導入地区の区域を設定する際に行うべき調整方針を次のとおり定める。

1 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

2 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること 農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

- ・ 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる
- ・ 地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

3 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

4 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

5 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記1から3までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。

なお、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれるが、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も含まれるため、優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう、市町村の担当部局は県の農政部局と密接に調整する。

6 環境保全に配慮すること

産業導入地区の設定については、自然環境保全地区、自然公園、鳥獣保護区、保安林等には行わない。

7 関係部局間の調整を図ること

農村地域への産業の導入にあたり、市町村の担当部局は農政担当部局のほか、国土利用計画、土木、都市計画、環境等の関係部局と実施計画の事前協議の段階で調整し、その内容を実施計画に反映するものとする。

第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

法の目的達成のため、地域の実情等を勘案し、次により必要な事業を実施する。

1 施設の整備等

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら、産業基盤及び生活基盤の整備を促進することが重要であることから、次の施策の実施に努める。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り、適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等

及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県及び関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

（１）産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

（２）定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備及び文化の振興に努める。

第 7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1 産業導入に伴う労働力の需要への対応

産業の導入に伴う労働力の需要に対しては、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者及びその家族を重点的に充てることとする。

また、公共職業安定所や関係市町村の連携を図り、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者や中高年齢者の安定就業の促進及び新規学卒者、移住希望者等の定着化を図るための安定的な就業機会の確保に努める。

2 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給とが量的にも質的にも整合性がとれるものとなるよう、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者への提供に努める。

3 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

4 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等の活用により、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び県内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

産業導入地区に対しては、次の施策を重点的に講じ、農業構造の改善を一層促進するものとする。

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う、望ましい農業構造を实

現するため、農業経営基盤強化促進法に基づく各事業の活用を図るとともに、市町村における地域計画の策定を通じて、地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化をさらに進める。また、農業委員会の農地利用最適化推進委員の活用により、農地の集積等と合わせて、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化を推進することで、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

なお、農地の流動化の推進にあたっては、導入された企業への雇用期間が長い者や、役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

第9 その他必要な事項

1 環境の保全等

導入する産業は、公害が発生するおそれのない業種または公害防止施設を完備した企業とする。産業の導入にあたっては、環境基本法等の環境保全関係諸法令に基づき、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理など大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めることとする。

また、「山梨県環境基本条例」、県・市町村が定める環境基本計画との整合を図るなど、農村地域の環境の保全に十分配慮するという方針の基に、実施計画の策定にあたっては必要に応じ、環境に与える影響を調査検討するとともに、導入する企業の事業内容等について、市町村は地域住民に周知徹底を図るとともに、公害の防止について事前に協議し、必要に応じ企業と市町村とが公害防止のための協定を締結する。

さらに、産業導入後においても、必要に応じて環境の監視、環境に与える影響についての調査に係る補完を行い、公害関係諸法令及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」等の厳正な運用による公害の防止と、自然環境の保全について配慮するとともに、産業活動の結果として生ずる廃棄物の処理については、事業者の処理責任の原則に立って、その処理体制の整備を促進する。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化

を図り、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

2 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I J ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

3 過疎地域等への配慮

農村地域への産業の導入が、過疎地域、山村地域等における人口流出の抑止、地域経済の活性化等地域振興に果たす役割が大きいことから、産業の導入にあたっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

4 農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町村は本制度の運用に当たり、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等を図るものとする。

6 企業への情報提供等

県及び市町村は、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進することを目的として国に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、市町村と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、関係部局横断的な施策や県や市町村が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策など多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

7 遊休地解消に向けた取組

定期的に産業導入地区の状況を把握し、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が、既存の産業導入地区内に存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。

このような遊休地の解消に向けて、県のホームページや首都圏・中京圏で開催する企業立地セミナー、県及び市町村が行う個別の企業訪問の際に、積極的に遊休地を紹介するとともに、不動産関係団体と連携して事業用地を企業へ提供する。

8 撤退時のルールについて

立地企業が撤退する場合には、撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、時間的余裕をもって可能な限り早期に市町村に報告する等の撤退時のルールを、市町村と企業との間で企業の立地時に定め、実施計画に記載するよう努める。

なお、企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について市町村が検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

9 実施計画のフォローアップ体制の確保

本制度の運用については、その状況が適切にフォローアップされ、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保が図られることが必要である。

このため、市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村はその理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用し、この場合においても当該検討結果等について国及び県に共有するよう努める。

県及び市町村は、一部改正法の施行前に既に定められた基本計画及び実施計画についても、フォローアップ体制を確保することに努める。

10 下請関連企業及び地元中小企業の育成

農村地域に導入された産業の円滑な活動を確保するため、公益財団法人やまなし産業支援機構などの機能を活用し、地元下請中小企業を積極的に育成する。

11 山梨県農業振興公社の活用

農村地域への産業の導入にあたっては、就業機会の確保と相まって農業構造の改善を円滑に進めるため、農地の利用調整機能を有する公益財団法人山梨県農業振興公社の積極的な活用に努める。

12 景観への配慮

農村地域への産業の導入にあたっては、各市町村において策定されている景観計画に基づき、工作物の面積規模はもとより、高さ、形態・意匠、色彩などに配慮するとともに、景観を所管する部署と十分な協議を行う。

13 地価の安定等への配慮

農村地域への産業の導入にあたっては、土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることのないよう配慮する。